



日刊労千葉

国鉄千葉動力車労働組合

〒260 千葉市中央区要町2番8号(動力車会館)
電話{(鉄電) 千葉 2935・2936番
(公) 043(222)7207番}

93.4.8 No.3773

'93春闘を唯一、ストライキで闘う!

今春季連続闘争は、貨物の怒りを体現した一・一九第一波、九三春闘勝利―格差粉碎、強制配転者の原職奪還を闘い抜いた三・二五第二波、そして本線運転士・強制配転者・貨物が三位一体となり、総身の逆立つ怒りの火玉となつて展開した第三波と、「JR体制」打倒!「分割・民営化」の矛盾に鋭く切り込んだ。貨物への格差拡大攻撃は、昨年同様JR九州・四国よりも低額=三・九六%を日貨労が即日裏切り妥結―超低額が強制され、強制配転者の原職奪還の実現は、「JR体制」の「塩づけ」継続―不当労働行為によりゼロ回答の推移となつたことは、何よりもわれわれにとって慚愧に耐えない。

しかしながら、この春季連続闘争が獲得したその地平の大きさは、貨物では「分割・民営化」=七分割体制の矛盾の前に喘ぐ貨物会社を直撃し、東日本においては、驚くべきスト対策に見られる、「JR体制」のローソクの最後の炎=その末期症状を見てとることができる。

われわれの闘いが正鵠を突くものであり、そしてこの闘いが、JR内で苦闘する国鉄労働者の声なき無数の怒りを具現したものであったからこそ、東日本のような労務政策が全てに優先されるという事態が、座標軸の対象のごとく鮮明なものとして提起され、指標となるべき結集体=国鉄労働者の生活と権利を守れる主体として堂々たる姿を指示示したのだ。

ここに闘う労働の再建―反合・運転保安確立を貫き通す、労働総連合の闘いが、点から面へ、平面を越え立体感を持ち、二次元から三次元へと飛翔する、反転攻勢の闘いを結晶化させるものであることが確信できる。その意味において、今次春季連続闘争が示した地平の中にこそ、大きな展望が含蓄されているのだ。

した二・一九第一波、九三春闘勝利―格差粉碎、強制配転者の原職奪還を闘い抜いた三・二五第二波、そして本線運転士・強制配転者・貨物が三位一体となり、総身の逆立つ怒りの火玉となつて展開した第三波と、「JR体制」打倒!「分割・民営化」の矛盾に鋭く切り込んだ。貨物への格差拡大攻撃は、昨年同様JR九州・四国よりも低額=三・九六%を日貨労が即日裏切り妥結―超低額が強制され、強制配転者の原職奪還の実現は、「JR体制」の「塩づけ」継続―不当労働行為によりゼロ回答の推移となつたことは、何よりもわれわれにとって慚愧に耐えない。

スト破りに現金配る!!

食事代

4月 2日

千葉運転区 仕業名

◎乗務員

☆☆☆下記要領にて、ご使用下さい☆☆☆

1. 使用時は、領収書を受け取って下さい

2. 領収月日を記入させて下さい

3. 領収書の宛名は、勤務箇所の区長名でお願いします

4. 但し書きの欄は、お品代ではなく食事代、弁当代等を記入させて下さい

5. 乗務終了後、各勤務箇所へ領収書を添えて残金を返納して下さい

6. 食事代の目安
一食 800円程度

2日朝食 夕食

持ち出し金額 1,000 円

四・一二ストライキに対し、「葉支社当局は、違法・不当な「スト破り対策」をさらにエスカレートさせた。驚くべきことに、スト期間中乗務した他労組の組合員に、「食事代」と称して現金を配つたのである。

現金は、封筒に入れて、出勤したその場で配られた。日勤の者は千円、泊り勤務の者は二千円。中には「領収証をとつてくるように」との注意書が同封されていた。

しかも、この事実が判明した四月一日、動労千葉から電話で説明と抗議を申し入れたところ、千葉支社は、「運転士には金など配つていない。配っているのは添乗等を行なつてている『対策員』だけだ。今までのように弁当だと衛生上問題があるので、今日は弁当の代わりに半日当として現金を渡すこととした」と事実を偽る回答をしていたのである。ウソをつけば隠しあおせるとでも思ったのか。

（！）の三月二九日、千葉地労委は、「スト破り褒章金支払事件」に関して、「争議不参加者に褒章金その他いかなる名目をもつても、金員を支給するなどして申立人組合の運営に支配介入してはならない」とする命令をJR東日本に対して行なっている。当局は、これを百も承知で、今度は「褒章金」どころか、食事代まで支給したのだ。地労委命令を一切守らぬばかりか、労働委員会に挑戦するかのように出勤したその場で現金を配るにいたつては、もはや社会的常識を疑う他はない。否むしろ、このように平気で違法行為を重ねる倒錯した感覚のもち主でなければ、評価されないのがJRの現実なのであろう。しかしそれにしても驚愕すべき事態である。

周知のとおり、わずか三日前（！）の三月二九日、千葉地労委は、「スト破り褒章金支払事件」に関して、「争議不参加者に褒章金その他いかなる名目をもつても、金員を支給するなどして申立人組合の運営に支配介入してはならない」とする命令をJR東日本に対して行なっている。当局は、これを百も承認で、今度は「褒章金」どころか、食事代まで支給したのだ。地労委命令を一切守らぬばかりか、労働委員会に挑戦するかのように出勤したその場で現金を配るにいたつては、もはや社会的常識を疑う他はない。否むしろ、このように平気で違法行為を重ねる倒錯した感覚のもち主でなければ、評価されないのがJRの現実なのであろう。しかしそれにしても驚愕すべき事態である。